

厚生労働省
経済産業省令第一号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第三条、第四条の二第一項、第四項及び第七項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年一月十九日

厚生労働大臣 坂口 力

経済産業大臣 中川 昭一

環境大臣 小池百合子

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生労働省通商産業省令第一号）の一部を次

のように改正する。

第二条中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「及びその写し」を削る。

第二条の二中「及びその写し」を削る。

第三条を次のように改める。

(新規化学物質の製造等の届出を要しないことの確認に係る申出)

第三条 法第三条第一項第四号の規定による確認を受けようとする者は、あらかじめ、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式による申出書及び同表の下欄に掲げる確認書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。

一 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号。以下「令」という。）（第二条第一項第一号	様式第二	様式第三
二 令第二条第一項第二号	様式第四	様式第五
三 令第二条第一項第三号	様式第六	様式第七

第三条の次に次の一条を加える。

(確認を受けた新規化学物質に係る報告)

第三条の二 法第三条第一項第四号の規定による確認を受けた者は、毎年度六月末日までに、前年度における当該新規化学物質の取扱状況について様式第八による報告書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。ただし、前年度に当該新規化学物質を製造せず、輸入しなかつた場合にはこの限りではない。

第四条見出し中「製造等」を「確認」に改め、同条第一項中「令第二条第一項第二号の申出」を「法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする者」に、「それぞれ当該各号に掲げる期間の末日の属する月の翌月一日から」を「第一号に掲げる期間については当該期間の属する年の四月一日から、第二号から第四号までに掲げる期間についてはそれぞれ当該各号に掲げる期間の属する月の翌月一日から、それぞれ「様式第三」を「様式第九」に、「行うものとする」を「申し出なければならない」に、同項第一号中「二月二十日」を「一月二十日」に、「翌月一日」を「同月三十日」に改め、同条第二項中「製造数量」を「製造予定数量」に、「輸入数量」を「輸入予定数量」に、「令第二条第一項第二号」を「法第三条第一項第五号」に改め、同項第二号中「した数量」の下に「（法第四条の二第四項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第四条の次に次の四条を加える。

(低生産量新規化学物質の審査の特例に係る申出)

第四条の二 法第四条の二第一項の申出は、法第三条第一項の届出をする際に、様式第十の申出書を様式第

一の届出書に添付し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。

(低生産量新規化学物質の確認に係る申出)

第四条の三 法第四条の二第四項の確認を受けようとする者は、同条第二項又は第三項の規定によりその申出に係る新規化学物質が同条第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた日(以下「通知日」という。)(の属する年度(以下「通知年度」という。))に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、様式第十一の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。

2 法第四条の二第四項の確認を受けようとする者は、通知年度の翌年度以降の年度に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、毎年、製造し、又は輸入しようとする年度の前年度の三月一日か

ら同月十日までの期間に、様式第十一の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。

3 通知日が三月である場合における通知年度の翌年度に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする場合における前項の規定の適用については、「三月一日から同月十日まで」とあるのは「通知日から十日を経過した日まで」とする。

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に掲げるその製造予定数量又は輸入予定数量について、法第四条の二第四項の確認をしてはならない。

一 一の新規化学物質に係る第一項の申出をした日までになされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量（法第三条第一項第五号の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む。以下この項において同じ。）が十トンを超える場合 当該新規化学物質に係る第一項の申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量

二 一の新規化学物質に係る第二項の期間になされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量が十トンを超える場合 当該新規化学物質に係る第二項の期間になされた申出に係る製造予定数

量又は輸入予定数量

三 一の新規化学物質に係る第二項及び第三項の期間になされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量が十トンを超える場合 当該新規化学物質に係る第三項の期間になされた申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量

(低生産量新規化学物質の審査の継続)

第四条の四 法第四条の二第七項の申出は、様式第十二の申出書に同条第八項の試験の試験成績を添付し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。

(電子情報処理組織による届出等)

第四条の五 法第三条第一項の届出、法第四条の二第一項及び第七項の申出、第三条の申出並びに第三条の二の報告(以下「届出等」という。)を行おうとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により電子情報処理組織(厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した

電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行うおととする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。ただし、届出等を行うおとする者が、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一 電子届出等様式（届出等を電子情報処理組織を使用して行う場合において従うこととされている様式であつて、届出等を書面等により行うときに従うこととされている様式（以下「書面届出等様式」という。）に記載すべき事項のうち、届出等の名称、届出等を行う日付、届出等を行う相手方の名称、届出等を行う者の住所、届出等を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに届出等を行う旨の表示を記録すべきものとして、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式をいう。以下同じ。）に記載すべき事項

二 書面届出等様式に記載すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

三 当該届出等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載

されている事項又は記載すべき事項であつて、前号に掲げる事項を除いたもの

2 前項の届出等を行おうとする者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（届出等を行おうとする者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該届出等を行おうとする者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十二号）第二条第一項に規定する電子証明書

三 前号に規定するもののほか、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が告示で定める電子証明書

第五条を次のように改める。

(電子情報処理組織による少量新規化学物質の確認に係る申出)

第五条 第四条第一項の申出を行おうとする者は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申出を行うときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な少量新規化学物質製造(輸入)申出様式(様式第九)に記録すべき事項を申出を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。

第七条見出し中「による」の下に「少量新規化学物質の確認に係る」を加え、同条第一項中「令第二条第一項第二号」を「第四条第一項」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一 電子届出等様式に記録すべき事項

第七条第二項中「(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)」及び「(申出を行う者が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項が当該申出を行う者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)」を削り、同項第一号中「(昭和三十八年法律第二百二十五号)」及び「(これらの規定

を他の法令の規定において準用する場合を含む。)「を削り、同項第二号中「(平成十四年法律第百五十三号)」を削る。

第八条中「電子申出様式」を「電子届出等様式」に改め、「行い、」の下に「第四条の五第二項各号及び」を加える。

第九条第一項中「様式第五」を「様式第十三」に改め、同条第三項中「様式第六」を「様式第十四」に、「様式第七」を「様式第十五」に改める。

様式第一から様式第四までを次のように改める。

新規化学物質製造（輸入）届出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

印

住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定により、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第2条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

1. 新規化学物質の名称
2. 新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明な場合はその製法の概略）
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成
4. 新規化学物質の用途
5. 新規化学物質の製造又は輸入の開始後3年間における毎年の製造予定数量又は輸入予定数量
6. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸入しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
3. 新規化学物質の名称は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法（IUPAC命名法）に準拠して記入すること。
4. 新規化学物質の構造式及び示性式が不明の場合は、製法の概略、物理化学的性状及び成分組成を詳細に記載すること。
5. 届出に係る新規化学物質が法第4条第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
6. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2第1項の申出を行う場合には、様式第10「低生産量新規化学物質の審査の特例届出書」を添付すること。
7. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
8. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

様式第1の2（第2条の2関係）

外国における製造者等の新規化学物質製造（輸出）届出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名



住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条の2第1項の規定により、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第2条の2の規定に基づき次のとおり届け出ます。

1. 新規化学物質の名称
2. 新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明な場合はその製法の概略）
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成
4. 新規化学物質の用途
5. 新規化学物質の本邦への輸出開始後3年間における毎年の輸出予定数量
6. 新規化学物質を製造しようとする場合にあってはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸出しようとする場合にあってはその新規化学物質が製造される国名又は地域名

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 標題中の「製造」及び「輸出」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
3. 新規化学物質の名称は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法（IUPAC命名法）に準拠して記入すること。
4. 新規化学物質の構造式及び示性式が不明の場合は、製法の概略、物理化学的性状及び成分組成を詳細に記載すること。
5. 届出に係る新規化学物質が法第5条の2第2項において準用する法第4条第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
6. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
7. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

中間物としての新規化学物質製造(輸入)申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり
申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組 成	
4. 新規化学物質の年間の製造(輸入)予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合に あつてはその新規化学物質を製造する事業所 名及びその所在地(新規化学物質を輸入し ようとする場合にあつてはその新規化学物 質が製造される国名又は地域名)	
6. 新規化学物質を中間物として使用すること が確実である者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあつてはその代表者の氏名	
7. 新規化学物質を使用する事業所名及び所在 地	
8. 新規化学物質の使用により製造される化学 物質の名称	
9. その他参考となるべき事項	

備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. 別紙として以下の書類を添付すること。

- (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
- (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
- (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明
した書面
- (4) 製造(輸入)しようとする事業者における化学物質の管理体制を説明した
書面
- (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止する
ための措置を説明した書面

3. 数量の単位はkgとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。

- 4． 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
- 5． 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 6． 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 7． その他参考となるべき事項には、当該新規化学物質を用いて最終的に製造される物質の用途及び名称を可能な限り記載するものとする。

確 認 書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住所

新規化学物質である[申出物質名]が中間物として使用され、当該新規化学物質による環境の汚染を防止するための必要な措置が講じられることを別紙のとおり確認します。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別紙

1. 中間物として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
2. 使用に係る設備及び貯蔵の場所
3. 使用に係る設備及び施設の状況を示す図面
4. 1. の使用する者において新規化学物質が他の化学物質となるまでの経路及び新規化学物質の予測される環境への放出量
5. 取扱いにあつて新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置
6. 1. の使用する者における化学物質の管理体制
7. 1. の使用する者における新規化学物質の年間の使用予定数量
8. 1. の使用する者が確認を受けたところに従つて使用していることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置を説明した書面

様式第4（第3条関係）

閉鎖系等用途としての新規化学物質製造(輸入)申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり
申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組 成	
4. 新規化学物質の年間の製造(輸入)予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合に あつてはその新規化学物質を製造する事業所 名及びその所在地(新規化学物質を輸入し ようとする場合にあつてはその新規化学物 質が製造される国名又は地域名)	
6. 新規化学物質を閉鎖系用途として使用す ることが確実である者の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
7. 新規化学物質を使用する事業所名及び所在 地	
8. 新規化学物質の用途	

備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. 別紙として以下の書類を添付すること。

- (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
- (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
- (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明
した書面
- (4) 製造(輸入)しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面
- (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止す
るための措置を説明した書面

3. 数量の単位はkgとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。

4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。

5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連
絡先を記載すること。

6 . 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第五から様式第七までをはずつ繰り下げ、様式第四の次に次の八様式を加える。

確 認 書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住所

新規化学物質である[申出物質名]が閉鎖系等用途として使用（施設又は設備の外へ排出されるおそれのない方法で使用）され、当該新規化学物質による環境の汚染を防止するための必要な措置が講じられることを別紙のとおり確認します。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 数量の単位はkgとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別紙

1. 閉鎖系等用途として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
2. 使用に係る設備及び貯蔵の場所
3. 使用に係る設備及び施設の状況を示す図面
4. 1. の使用する者において新規化学物質の用途及び使用方法並びに新規化学物質の予測される環境への放出量
5. 取扱いにあつて新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置
6. 1. の使用する者における化学物質の管理体制
7. 1. の使用する者における新規化学物質の年間の使用予定数量
8. 1. の使用する者が確認を受けたところから従つて使用していることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置を説明した書面

輸出専用品としての新規化学物質製造(輸入)申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 3 条の規定により、次のとおり
申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組 成	
4. 新規化学物質の年間の製造(輸入) 予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合に あつてはその新規化学物質を製造する事業所 名及びその所在地(新規化学物質を輸入し ようとする場合にあつてはその新規化学物 質が製造される国名又は地域名)	
6. 新規化学物質を輸出しようとする国名又は 地域	
7. 新規化学物質を輸出することが確実である 者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ つてはその代表者の氏名	
8. 6. の国又は地域において新規化学物質を 輸入することが確実である者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつてはその代表 者の氏名	

備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. 別紙として以下の書類を添付すること。

- (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
- (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
- (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明
した書面
- (4) 製造(輸入)しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面
- (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止する
ための措置を説明した書面

3. 数量の単位は k g とし、小数点第 1 位を四捨五入して記入すること。

4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。

- 5 . 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 6 . 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

確 認 書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住所

新規化学物質である[申出物質名]が輸出専用品であることを別紙のとおり確認します。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別紙

1. 新規化学物質を輸出することが確実である者（以下「輸出者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
2. 外国輸入者の名称、事業所名及び所在地
3. 輸出者における新規化学物質の年間の輸出予定数量
4. 輸出しようとする国又は地域における新規化学物質の審査の状況
5. 新規化学物質が確認を受けたところに従つて輸出されていることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置を説明した書面

新規化学物質製造 (輸入) 報告書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 { 第 2 条第 1 項第 1 号
第 2 条第 1 項第 2 号
第 2 条第 1 項第 3 号 } に該

当する場合の新規化学物質の取扱いについて、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に
関する省令第 3 条の 2 の規定により、次のとおり報告します。

1. 新規化学物質の名称	
2. 確認を受けた年月日	
3. 製造 (輸入) 実績数量	
4. 新規化学物質の使用した者における使用実績数量 (令第 2 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、輸出先毎の輸出実績数量)	
5. 製造 (輸入)、使用等の取扱いの過程において新規化学物質の施設外への排出又は移動がある場合には、その概況	
6. 確認を受けた内容について軽微な変更があつた場合には、その変更内容	

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
3. { } のうち該当しない文字は、まつ消すること。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
5. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第9（第4条第1項関係）

少量新規化学物質製造（輸入）申出書

事業場の名称		
所在地		
新規化学物質の名称		
新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）		
新規化学物質の物理化学的性状		成分組成
確認を受けようとする年度（製造・輸入を行おうとする年度）		
製造予定数量又は輸入予定数量		k g
新規化学物質の用途		
新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名		
参考事項		

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 標題の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
 - 3 新規化学物質の名称の欄は、新規化学物質の名称を国際純正及び応用化学連合が制定した命名法（IUPAC命名法）に準拠して記入すること。
 - 4 事業場の名称、所在地の欄は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名の欄に記入すること。
 - 5 参考事項の欄は、過去の実績（確認数量、実績数量）等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。
 - 6 申出事項については、参考となるべき書類を添付することができる。
 - 7 法人にあっては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記載すること。
 - 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第5号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条第1項の規定により上記のとおり申し出ます。

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあっては、
その代表者の氏名
住所



厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

(少量新規化学物質電算処理コード)

構造コード
【分子式に含まれる元素の数等】

用途コード
【用途番号等】

申出数量 (k g)

1 10 20 25 28 32

構造分類 C C 鎖状環二・四 H O N S F Cl 原子番号 数 原子番号 数 環 環の最大開始 C環(OH) 芳香性 異性体

過去の確認物質 前年度の確認数量 (k g) 前年度の実績数量 (k g) 前年度の受付コード【受付番号等】 会社コード 受付コード【受付番号等】

35 36 40 43 47 50 55 60

あり ない 小数点 製造・輸入 製造・輸入 製造・輸入

低生産量新規化学物質の審査の特例申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2第1項の判定を受けたいの
で、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の2の規定により、次
のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
3. 申出に係る新規化学物質が法第4条の2第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
5. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 1 1 (第 4 条の 3 第 1 項及び第 2 項関係)

低生産量新規化学物質製造 (輸入) 申出書

新規化学物質の名称	
新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明の場合は、その製法の概略)	
確認を受けようとする年度 (製造・輸入を行おうとする年度)	
製造予定数量又は輸入予定数量	k g
参 考 事 項	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 - 2 標題の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
 - 3 新規化学物質の名称の欄は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 3 条第 1 項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
 - 4 参考事項の欄は、過去の実績 (確認数量、実績数量) 等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。
 - 5 申出事項については、参考となるべき書類を添付することができる。
 - 6 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先 (電話番号) を記載すること。
 - 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 条の 2 第 4 項の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 4 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により上記のとおり申し出ます。

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所



厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

(低生産量新規化学物質電算処理コード)

構造コード
【分子式に含まれる元素の数等】

用途コード
【用途番号等】

申出数量 (k g)

1	10	20	25	28	32
構造分類	C C 鎖状第一四 H O N S F Cl	原子番号 数 原子番号 数	環 環の最大閉鎖 C 重基 OH (含 COO) の有無 異性体	用途番号	小数点
過去の確認物質	前年度の確認数量 (k g)	前年度の実績数量 (k g)	前年度の受付コード 【受付番号等】	会社コード	受付コード 【受付番号等】
35	36	40	43	47	50
あり ない	小数点	小数点	受付番号	受付番号	受付番号 (右詰め)
1 2					

低生産量新規化学物質継続審査申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 条の 2 第 7 項の判定を受けたいの
で、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 4 条の 4 の規定により、次
のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考

- 1 . 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 . 新規化学物質の名称は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 3 条第 1 項
の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
- 3 . 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 条の 2 第 7 項の判定に必要な試験
の試験成績を添付すること。ただし、当該試験成績は図表中の用語等軽微なものを除
き日本語により記載されるものとする。
- 4 . 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を
記載すること。
- 5 . 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附 則

- 1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の日の属する年度に法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする場合における改正後の新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「一月二十日」「とあるのは」「二月二十日」と、「同月三十日」とあるのは「翌月一日」とする。